

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年11月13日(月)

今週のことば

インド太平洋経済枠組み (IPEF)

米国が主導する経済圏構想で日本など14カ国が参加。貿易・サプライチェーン・グリーン経済・公正な経済の4分野での協力やルール策定に向け協議が行われている。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/13(月) 仏滅 旧暦10月1日

14(火) 大安

15(水) 赤口 七五三、米中首脳会談、所得税の予定納税額の減額申請

16(木) 先勝 米大リーグMVP発表

17(金) 友引

18(土) 先負

19(日) 仏滅

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/6(月)	32,708 △758	149.73 △0.65
7(火)	32,272 ▼436	150.47 ▼0.74
8(水)	32,166 ▼106	150.67 ▼0.20
9(木)	32,646 △480	150.90 ▼0.23
10(金)	32,568 ▼78	151.38 ▼0.48

年末調整のポイント

年末調整の時期が近づいてきました。年末調整は「扶養控除等申告書」などにに基づき行いますので、記載内容に誤りがないようにしましょう。

◎年末調整の対象……原則として「扶養控除等申告書」を提出している方が対象となりますが、給与総額が2千万円超の方などは対象外です。なお、年の途中で就職した方が前勤務先から給与を受けていた場合は、その給与を含めて年末調整をします。

◎扶養控除等(異動)申告書……扶養控除など各種控除を受けるための書類で、年末調整を行う方はこの申告書の提出が必要です。なお、本年から扶養控除の対象となる国外居住親族が見直され、非居住者の扶養親族が30歳以上70歳未満の場合は、①留学生、②障害者、③年38万円以上の送金を受けている、のいずれかに該当する場合に限り対象となります。

◎基礎控除申告書……合計所得金額が2500万円以下の方が基礎控除を受ける場合は提出が必要です。

◎配偶者控除等申告書……本人の合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の方が配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合は提出が必要です。

◎所得金額調整控除申告書……給与収入が850万円超で、①本人が特別障害者、②23歳未満の扶養親族がいる、③同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者、のいずれかに該当する方が所得金額調整控除を受ける場合は提出が必要です。

◎保険料控除申告書……生命保険料や地震保険料などを支払った方は証明書を添付等して提出します。

◎住宅借入金等特別控除申告書……年末調整で住宅ローン控除(2年目以降)を受ける方は提出します。

■この記事の詳細は、情報BOX201543

協会けんぽの被扶養者資格再確認について

現在、協会けんぽにおいて被扶養者資格の再確認が実施されていますが、先月から被扶養者に係る年収の壁の対応策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が始まり、パート等で働く被扶養者の年収が130万円以上(60歳以上の場合などは180万円以上)となる場合でも、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の「事業主の証明」を添付することで、引き続き被扶養者の認定を受けることが可能とされました。

これに伴い、該当する被扶養者がいる場合は、被扶養者が勤務する事業者から一時的な収入変動に係る事業主証明を取得し、被扶養者状況リスト等と併せて提出する必要があります。

来年の裁判員候補者名簿の登録者に通知

国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する裁判員制度では、1年ごとに作成される裁判員候補者名簿の中から、事件ごとに裁判員候補者が選ばれることとなります。

令和6年の裁判員候補者名簿に登録されて裁判員に選ばれる可能性がある方には、今月16日頃に裁判所から「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」(名簿記載通知)が届く予定です。同封の調査票を確認し、該当する辞退事由などがある場合は必要事項を記入の上、返送します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

年末調整を受ける際のポイント

年末調整は、源泉徴収された税額の年間の合計額と年税額を一致させる精算の手続です。この手続は各人から提出された「扶養控除等申告書」や「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」などに基づいて行われます。

◆年末調整の対象者

年末調整は、原則として「扶養控除等申告書」を提出している人が対象となります。ただし、1年間の給与総額が2,000万円を超える人や、災害減免法の規定によりその年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人などは除きます。

◆扶養控除等（異動）申告書

原則として、その年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに勤務先（2か所以上から給与の支払を受けている人は、主たる給与の支払を受けている勤務先）に提出することになっており、年の中途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をします。

年末調整においては、この申告書の情報から扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を確認することとなるため、申告書を提出していない場合や、控除対象扶養親族等に異動があって「異動申告書」を提出していない場合は提出するようにします。

なお、控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、判定の要素となる合計所得金額は年末調整を行う日の現況により見積もった本年1月1日から12月31日までの合計所得金額によって判定し、年齢は本年12月31日の現況により判定します。また、控除対象扶養親族などが本年の途中で死亡した場合、死亡の日の現況により判定することになります。

◆基礎控除申告書

基礎控除は合計所得金額が2,500万円以下である場合が対象となり、合計所得金額が2,400万円以下の場合には48万円の控除、2,400万円を超える場合は控除額が逡減（2,450万円以下は32万円、2,500万円以下は16万円）します。

年末調整において適用を受ける場合は、基礎控除申告書を提出します。

◆配偶者控除等申告書

配偶者控除は、合計所得金額が1,000万円以下（給与所得のみの場合は年収1,195万円以下、所得金額調整控除の適用がある場合は1,210万円以下）で、本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下（給与所得のみの場合は年収103万円以下）である場合が対象となり、本人の合計所得金額に応じて38万円（配偶者が70歳以上の場合は48万円）を限度に控除が受けられます。

配偶者特別控除は、合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下（給与所得のみの場合は年収103万円超201万6千円未満）の場合が対象となり、本人と配偶者の合計所得金額に応じて38万円を限度に控除が受けられます。

年末調整において適用を受ける場合は、配偶者控除等申告書を提出します。

◆所得金額調整控除申告書

所得金額調整控除は、年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える方で、①本人が特別障害者である、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合に、給与収入から850万円を控除した金額の10%（15万円が限度）を控除します。

なお、同一世帯である夫婦の両方が給与収入850万円を超えており、年齢23歳未満の扶養親族がいる場合、夫婦の両方が控除の適用を受けることができます。

年末調整において適用を受ける場合は、所得金額調整控除申告書を提出します。

◆保険料控除申告書

生命保険料や地震保険料については保険料控除申告書に基づいて控除の適用を受けます。また、社会保険料や小規模企業共済等掛金のうち、毎月の給与から差し引かれていない保険料等で、本人が直接支払った保険料等についても、保険料控除申告書に基づいて控除の適用を受けます。

保険料控除申告書を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

◆住宅借入金等特別控除申告書

住宅借入金等特別控除は、住宅借入金等の年末残高に応じて、一定額を税額から差し引くことができる控除です。初年分は確定申告により適用を受ける必要がありますが、2年目以降は年末調整の際に適用を受けることができますので、住宅借入金等特別控除申告書を提出します。